熊本県行政文書等の管理に関する条例の改正について

1 条例改正の検討状況について

(1) 改正の内容

第2条第2項中「並びに熊本県住宅供給公社」を削り、第17条第1項中「、熊本県住宅供給公社」を削る。

(2) 改正の理由

熊本県住宅供給公社が平成29年3月31日に解散したことに伴い、条例に規定する 実施機関から外す必要がある。

2 熊本県住宅供給公社の行政文書の帰属について

・地方住宅供給公社法第三十六条の二

解散した地方公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお 存続するものとみなす。

3 公社所管の法人文書の取扱いについて

- ・解散後、清算結了までの法人文書の整理等:公社が引き続き実施。
- ・清算が結了した際に保有している法人文書:知事に引き継ぐ。
- ・清算結了により知事が承継した法人文書:知事が作成し、又は取得した行政文書とみなす。

(案)

- 1 熊本県住宅供給公社が保有する法人文書(熊本県行政文書等の管理に関する条例第 2条第4項に規定する法人文書をいう。以下同じ。)の整理その他改正前の熊本県行 政文書等の管理に関する条例(以下「旧文書管理条例」という。)の規定に基づく事 務については、熊本県住宅供給公社の清算が結了するまでの間は、なお従前の例によ る。
- 2 熊本県住宅供給公社は、熊本県住宅供給公社の清算が結了した際現に保有している 法人文書については、知事に引き継ぐものとする。
- 3 熊本県住宅供給公社の清算の結了により知事が承継した法人文書については、熊本県住宅供給公社が旧文書管理条例の規定に基づき行った事務(1の規定によりなお従前の例によることとされる旧文書管理条例の規定に基づき行った事務を含む。)を知事が旧文書管理条例の規定に基づき行った事務とみなして、改正後の熊本県行政文書等の管理に関する条例の規定を適用する。

4 他県の状況について

※ 過去に公社(土地開発公社及び住宅供給公社)を実施機関としていた県で、公社が解

散した事例はない(文書管理条例を持つ都道府県は、本県以外では以下の3県)。

ア 島根県:実施機関としていない。

イ 鳥取県:実施機関であるが、公社は現在も存続している。

ウ 香川県:条例施行時(H26.4.1)以前に住宅供給公社は解散、清算結了している。

5 その他

「熊本県情報公開条例」も同様に検討中。